

## 発達障害者支援の実態調査について

### 1 目的・趣旨

発達障害については、医療上の診断基準等はあるものの、診断や判定を受けた後の支援については、それぞれの機関が独自に行っている部分があり、「どの程度」の支援を必要としているかといった統一的な判断基準は明らかになっていません。また、支援メニューそのものの確立も図られておらず、または個別支援計画作成等、支援のマニュアル化も図られていないといった課題があります。

そこで、「発達障害者支援体制整備事業の実施について」（平成17年7月8日付け障発第0708003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「発達障害者支援体制整備事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）の3の（3）に基づき、静岡市内における発達障害者の実態及びその支援実施状況について調査（以下「実態調査」という。）を実施し、結果から課題を分析することで、今後の支援体制の在り方を検討していくこととします。

（参考）国要綱（抄）

#### 3 事業の内容

##### （3）個別の支援計画作成等の実施状況調査等事業

都道府県は管内市町村に調査員を派遣する等して、市町村における個別の支援計画作成等の実施状況を含めた支援体制整備に関する調査及び調査結果に基づく評価を行い、市町村の意識付けを強化するとともに、都道府県内の支援体制整備の実態を把握するよう努めること。

また、調査にあたっては、調査項目や実施方法についてあらかじめ委員会等で検討し、都道府県等内で公平な調査及び評価ができるようにすること。

なお、指定都市においては、独自に調査及び評価を行うこととするが、適切な調査を行うことができる機関に委託する等、できるだけ第三者機関による調査及び評価を実施することが望ましい。

## 2 調査の実施により期待される効果

- 地域の発達障害のある人の実態の解明
- 発達障害のある人が必要としている支援（サービス）の種類及びその量の把握
- 支援を決定する際の判断基準の確立
- 支援を組み合わせるなどの個別支援計画策定方法の確立
- 実際に支援を行う方法の標準化（マニュアル化）



静岡市における発達障害のある人への支援体制の充実・強化  
(身近な地域の関係機関における支援推進)

## 3 調査内容案

### (1) 発達障害支援の基本情報

- ・ 発達障害児（者）の把握（在籍・発見）人数
- ・ 発達障害に関する相談の件数、概要
- ・ サービス支給状況と利用状況
- ・ 個別支援計画の策定例
- ・ 連携状況

### (2) 現場担当者（母子保健や精神保健担当の保健師や行政窓口担当者）の状況

- ・ 発達障害に関する基礎知識
- ・ 相談機関の情報把握・情報提供体制（研修会参加推奨や開催、パンフレットや関係図書の紹介）

### (3) 発達障害支援に関するとりまとめ担当の存在

- ・ とりまとめ担当を定めているか（専任・兼任の別など）
- ・ とりまとめ担当の存在を内外に周知しているか

### (4) 発達障害支援に関するとりまとめ担当の情報収集体制

- ・ とりまとめ担当は、関係機関を広く把握しているか（連絡先、関係機関の活動内容の把握など）

### (5) 発達障害支援に関するとりまとめ担当の連絡調整体制

- ・ とりまとめ担当は、関係機関の役割分担や取組みのスケジュールについて、調整できるようになっているか

#### 4 平成22年度の実施対象案

区分	対象	具体的な調査内容
行政窓口	各区役所障害福祉担当窓口 (全区役所を対象に実施)	発達障害のある人の実態把握状況、窓口における相談状況、サービス利用状況、とりまとめ担当者の状況、関係機関との連絡調整状況
保育園	各区の公立保育園 (抽出)	保育園における個別支援計画の策定・実践状況、とりまとめ担当者の状況、関係機関との連絡調整状況
保健関係	各区の保健福祉センター (抽出)	早期発見の体制と、発見後の連携体制の構築状況、とりまとめ担当者の状況、関係機関との連絡調整状況

※ 平成22年度は試行実施とし、主に抽出による調査とします。

なお、来年度以降は、今回の結果を踏まえ、全数実施も視野に入れながら、調査方法を検討することとします。

#### 5 調査実施方法

- 実施要領を定めた上で、客観的な基準により調査を行うこととします。
  - 調査については、静岡市職員と発達障害者支援センター職員とが協働し、調査対象施設へ直接、伺った上で、実地により調査（担当者からの聞き取り、計画書等の書類の確認など）を行います。（1か所半日程度）
  - 調査後に、調査結果を分析し、報告書としてまとめ、次回の委員会（平成23年3月ごろ開催予定）にて公表します。
  - 委員会では、調査及び分析結果についての検証を実施し、今後の支援体制の在り方について検討を行うこととします。
- ※ なお、報告書については、国要綱に従い、厚生労働省へ提出することとなります。

## 6 実施スケジュール（案）

- 平成22年 8月  
実施要領策定、実施対象選定、調査実施依頼
- 平成22年 9月～12月  
市と発達障害者支援センターにより実地調査実施
- 平成22年12月～平成23年 1月  
調査結果のとりまとめ・分析、報告書作成
- 平成23年 2月  
検討委員会にて結果公表、結果の検証・検討
- 平成23年 4月  
報告書を厚生労働省へ提出